横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申 (答申第313号)

平成16年7月13日

横浜市長 中田 宏様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に 基づく諮問について(答申)

平成15年1月21日道中建第1012号及び平成15年1月21日道南建第2437号による 次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜国際港都建設道路事業3・3・11号環状3号線(戸塚地区)及び横浜国際港都建設道路事業3・4・5号戸塚大船線(関連郭部)に係る土地収用法適用にいたったわかる書類一切、 様 様 様 () 他関係関連者一切、道中建第402号他402号と同時期のもの」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜国際港都建設道路事業3・3・11号環状3号線(戸塚地区)及び横浜国際港都建設道路事業3・4・5号戸塚大船線(関連郭部)に係る土地収用法適用にいたったわかる書類一切、様様() 他関係関連者一切、道中建第402号他402号と同時期のもの」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜国際港都建設道路事業3・3・11号環状3号線(戸塚地区)及び横浜国際港都建設道路事業3・4・5号戸塚大船線(関連郭部)に係る土地収用法適用にいたったわかる書類一切、様様様様()

他関係関連者一切、道中建第402号他402号と同時期のもの」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成14年12月20日付で行った本件申立文書の非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

土地収用法(昭和26年法律第219号)の立法趣旨は、公共の利益と私有財産との調整を図ることにあるが、一般的には行政側の強権の発動として、安易に利害関係人と行政間の対立ととらえられてしまう。このため、たまたま公共事業の施行地に土地や建物を所有するなどの特定のものにとって、土地収用法の手続に入ったということは、無用な衆目にさらされるおそれがあることから、非開示として保護すべきものである。また、本件開示請求は特定のものを名指しし、土地収用法適用の対象者となったか否かを求めていることから、文書の存在を答えることで、条例第7条第2項第2号及び第3号アにより、非開示とすべき情報を開示したのと同様の効果を生じさせるものであるため、本条に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の非開示決定に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) どのように収用に至ったかを公開しないのは違法であり、不当である。
- (3) 本件について、実施機関と仮設道路との関連を聞いており、工事が中断しており、 数年にわたり着工されず市民は困惑しており、市当局の仮設道路工事を行うことにより、ボトルネックや交通混雑、歩行者の安全(一部市民の土地を市当局により強引に 開放され歩行者を通している)が保たれる。至急行わず土地収用に手続を行うに当たり、それぞれの関係人の開示を行うべきである。
- (4) 実施機関と市民の契約、覚書は、開示されている。一部分の開示で当事者(契約当事者)だけでは不利益を市当局は与えるものではない。

5 審査会の判断

(1) 土地収用制度について

道路、下水道等の公共事業のために土地を必要とする場合は、事業の施行者が土地 所有者及び賃貸借による権利等を有する者(以下「土地所有者等」という。)と話し合 い、合意の上で契約を締結して土地を取得することが原則である。しかし、補償金額 について合意ができない場合など、任意の契約では土地を取得できないときは、事業 の施行者は、土地収用法に規定する手続により土地所有者等に適正な補償をした上で、 土地を取得することができる。

この土地収用制度により、事業の施行者が土地を取得する場合は、土地収用法の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事の事業認定(都市計画事業の場合は、都市計画事業の認可又は承認)を受け、その後、収用委員会に収用の裁決の申請をすることとなる。

申請を受けた収用委員会では、裁決申請書の写しを関係市町村長に送付し、関係市町村長により公告・縦覧がなされた後、審理を行い、補償金の額などを決定する裁決を行うこととなる。

(2) 横浜国際港都建設道路事業について

横浜国際港都建設道路事業3・3・11号環状3号線(戸塚地区)(以下「環状3号線」という。)は、都心まで30分の交通体系の実現を目指し、体系的な道路ネットワークを形成するために、整備が進められている3環状10放射道路の一つである。横浜国際港都建設道路事業3・4・5号戸塚大船線(関連外郭部)(以下「戸塚大船線」

という。)は、環状3号線と交差するバス路線となっている既存道路で、環状3号線 との交差部分を一体で整備している。

当該2路線は、平成3年3月に都市計画事業認可が告示され、漸次用地取得を進め、一部で工事着工されている。また、当該2路線の用地取得に当たっては、土地収用法第42条第2項の規定に基づく関係市町村長の公告は行われておらず、土地収用裁決申請に至った案件は存在していない。

(3) 本件申立文書について

申立人は、環状3号線及び戸塚大船線整備に伴なう用地取得の際に、土地収用法適用に至った経過が分かる文書のうち、開示請求書に記載されている特定の個人及び法人に関するものを請求していると解される。このため、当審査会では、本件申立文書は、開示請求書に記載された特定の個人及び法人が土地所有者等である土地の取得の際に土地収用手続が行われたことがわかる文書であると判断した。

(4) 存否応答拒否について

- ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在している か否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当 該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」 と規定している。
- イ 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示又は非開示を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

また、「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、通常、保護すべき情報の存在又は不存在が明らかとなり、その結果、非開示とする情報の全部又は一部が判明してしまい、開示するのと同様の状況になってしまうことをいうと解される。

したがって、存否応答拒否を行うには、 特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること及び 開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があることの2つの要件を備えて

いることが必要であると解される。

- (5) 本件請求における存否応答拒否の妥当性について
 - ア 実施機関は、本件請求については、本件申立文書の存否を答えること自体が、条 例第7条第2項第2号及び第3号アで規定する非開示事由に該当する情報を開示することとなることから、条例第9条に該当するとして非開示としている。

そこで、本件請求に係る情報について、前記(4)イの2つの要件の該当性を有するかについて検討する。

- イ まず、要件 については、本件請求は特定の個人及び法人を名指しし、その者が 土地所有者等である土地の取得の際に、土地収用法に基づく土地収用手続が行われ たことが分かる文書の開示を求められたものであることから、本件申立文書の非開 示決定等を行うと、本件申立文書の存在を前提として決定するため、特定の個人及 び法人の所有地等に対して土地収用手続が行われたことを答えることとなり、不存 在非開示の決定を行うと土地収用手続が行われていないことを答えることになる。 その結果、特定の個人及び法人に対する土地収用手続の有無が明らかとなり、本件 申立文書を開示したのと同様の効果が生じることとなる。
- ウ また、要件 については、本件請求に係る情報が条例第7条第2項第2号又は第3号アで規定する非開示事由に該当するかが問題となるので、以下検討する。
- (ア) 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。」については開示しないことができると規定している。
- (イ) 特定の個人が土地収用対象地の土地所有者等であるという情報は、当該個人に 関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号 本文に該当する。

また、一筆の土地に複数の土地所有者等が存在する場合は、ある者がその土地の土地所有者等であるという情報を開示すると、土地登記簿や現地の状況等の一般に入手可能な情報と照合することにより、その者が所有し、又は賃貸借による権利等を有している土地の所在が明らかとなり、その結果、その土地の他の土地所有者等を識別することができると言える。このため、特定の法人が土地収用対象地の土地所有者等であるという情報が公になると、その土地の土地所有者等が

法人のみの場合を除き、その土地の個人の土地所有者等が識別され得ることとなるから、この情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

したがって、開示請求書に記載された特定の法人が土地収用対象地の土地所有 者等であるという情報は、本号本文に該当する。

なお、環状3号線及び戸塚大船線の用地取得においては、土地収用法第42条第2項の規定に基づく関係市町村長の公告が行われていないことから、本件請求に係る情報は、法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、本号ただし書アに該当しない。また、この情報が本号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

- (ウ) 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は開示しないことができると規定している。
- (I) 特定の法人が土地収用対象地の土地所有者等であるという情報については、上記(イ)により条例第7条第2項第2号により開示しないことができると判断したため、改めて本号の該当性を判断するまでもない。
- (オ) したがって、本件請求に係る情報は、条例第7条第2項第2号に該当するため、 非開示として保護すべき利益があると認められる。
- エ 以上のことから、本件申立文書については、条例第9条を適用することが妥当で あるものと考える。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第9条に該当するとして、その存否 を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

《参考》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
平成15年1月21日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理(諮 問第431号及び第432号)
平成15年2月21日 (第7回第二部会) 平成15年2月25日 (第7回第一部会)	・諮問の報告
平成15年2月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年4月2日 (第32回第一部会)	• 審議
平成16年5月21日 (第35回第一部会)	• 審議
平成16年6月4日 (第36回第一部会)	• 審議
平成16年6月18日 (第37回第一部会)	•審議